

**基本的な考え方、市政を取り巻く主な動向、基本課題****1 計画策定にあたっての基本的な考え方**

## 1) 市民自治の原則の継承

市民自治の原則とは、市民こそ地方自治の主権者であり、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。昭和 46 年に策定した第一期基本構想・長期計画において、市民自治が長期計画の原理とされ、以来 40 年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた。本計画においてもこの原則を継承する。

## 2) 計画的な市政運営

少子高齢化や拡大・成長型から低経済成長社会への移行などを背景として、さまざまな面でこれまでとは異なる社会状況になると予測されている。このような社会の変化を乗り切るためにも、今後とも基本構想・長期計画に基づき計画的な市政運営を推進していく。

## 3) 市民生活視点の重視

地域で起こる公共課題は、福祉・健康・教育・子育て・環境・防災・都市基盤など行政の制度や市役所の組織と合致している場合だけではなく、行政の分野などを超えて発生する事例が多数ある。そのため、常に「市民生活にとって解決すべき公共課題は何か？」という視点に立って課題をとらえ直すこととする。

## 4) 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、自治体クラウドの活用による業務の標準化など、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

## 5) 持続可能な都市の構築

市民が安心して住み続けることができるための環境や都市構造における持続可能性、地域社会(コミュニティ)や地域経済面での持続可能性及び自律的な行政運営と健全な財政運営による行財政面での持続可能性の、3つの側面により持続可能性を高めていく。

## 2. 市政を取り巻く主な動向

### 1) 状況等の変化

今日、日本は様々局面で転換期を迎えている。日本国内の状況はもちろん、世界の中での日本の位置づけ等についても、これまでのトレンドでは考えられない面が多々ある。そこで、第五期基本構想・長期計画の策定及び実施にあたり、考慮すべき主な動向を列挙する。 \*グローバル化の進展 \*ユビキタス社会とICT活用の普及 \*成長・拡大型社会からの転換期 \*省エネルギー社会への移行 \*ワークライフバランス(ライフスタイル)の認識 \*都市におけるコミュニティに関する意識の変化 \*少子高齢社会の進展(人口構成の変化) \*単身世帯の増加と晩婚化・非婚化(世帯構成の変化) \*自治体(長と議会の関係)のあり方に関する関心の高まり \*成熟社会における都市機能の更新 \*財政規律の重視 \*市政への要望の変化(市民意識調査等各種調査)

### 2) 本市における東日本大震災の影響

平成 23 年 3 月 11 日発災した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらした。今後、震災地の復興とともに、新たな国づくりを、日本全体の総意のもとで進めていく必要がある。また、本震災は、日本全体の様々な活動や日本で生活する多くの市民のマインドにも変化をもたらした。本市は、本震災の直接の被災地とはならなかったが、様々な局面で生まれた変化などについても考慮する必要がある。

#### (1) 基礎自治体の責務

本震災では、国のあり方とともに市民にもっとも身近な自治体のあり方も問われている。地方自治体の最も重大な責務の一つは市民の安全の確保と安心感の担保である。そのため、市民と市の間での情報伝達が重要であるとともに、緊急時などにおける関係機関等との密接な連携等についても、あらためて検証する必要がある。また、市政運営のリスク管理の面では、緊急時の業務継続計画(BCP)についての再検証が必要である。

#### (2) 省エネルギー型社会の構築

日本はエネルギー資源が潤沢ではないが、福島第一原子力発電所の事故は、エネルギー問題にも大きな波紋を投げかけた。エネルギー政策は国レベルで議論が行われ方向が示される問題であるが、地域のレベルでもエネルギー問題にも関心が高まるとともに、省エネルギーなライフスタイルや社会活動への移行が進んでいる。

#### (3) 地域コミュニティのあり方再考

地域での隣人関係が薄れ、テーマ別の地域活動などに地域の関係性がシフトしている状況の中で、本震災は発災した。そのため、あらためて近隣関係や地域コミュニティなどへの視点の回帰が起こっている。このことは、危機管理時における関係性だけでなく、地域社会のあり方を再考するものである。

#### (4) 経済再興と復興支援

今後、被災地の復興とともに、日本の社会全体に関する様々な面で地域づくりや国づくりが行われていく。その際、必要な投資は国民全体での合意の中で行われるものであり、必要とされる投資の反面、各地域での自立・自律が求められることになる。このことも一つの契機としながら、地方自治体としての自立を志向するとともに、このことが復興支援にもつながるものと自覚する。

### 3. 本計画期間における基本課題

本計画期間の市政運営上避けては通れない基本課題は以下のとおりである。これらは各分野に共通する課題でもあり、これらの基本課題の解消は、本計画期間の基本的な目標でもある。

#### 課題A 地域社会・地域活動のあり方

全市域を網羅する町内会のない本市では、市民が自主的に構成する運営協議会によりコミュニティセンターの運営が行われてきた。一方、防犯・防災、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、環境、まちづくりなどの地域の課題解決は、民生委員、消防団などの行政委嘱型の市民活動とともに、多様な団体、NPO が担ってきており、これらの活動は大きな成果を上げてきた。

しかし、今日近隣関係はいっそう希薄化しており、「最も身近な暮らしの場である地域社会にどのような隣人関係を望むのか」、「安心して住み続けることができる地域社会とはどのような社会なのか」など、地域が目指すべき社会像が共有されていない状況にある。このことは地域づくりにおける大きな課題の一つであり、東日本大震災以降、あらためて問い直されていることでもある。地域社会像は地域固有のものであり、コミュニティ構想をベースとしながら、時間をかけて、様々な場面を通じて議論を行っていく必要がある。そして、地域ごとに自己決定される地域社会像は、決定に対する責任が発生するものであるとともに、市全体で尊重されるものであり、地域づくりに反映されなければならない。

一方、地域活動は多様化しているが、活動に加わる市民に広がりが見られないことや、役員等のリーダーの高齢化・固定化や活動に対する負担感の高さに起因する担い手不足が共通の課題となっている。市民意識調査等によると、地域への関心や地域活動への参加意欲が高い市民は多いが実態の活動につながっていないことや、活動におけるマネジメントの観点などを総合的に勘案しながら、地域活動への参加を促す仕組みづくりや活動の活性化等に、継続的に取り組む必要がある。

地域社会像の確立や、地域活動の活性化は、一朝一夕になされるものではなく、さまざまな機会を通じて議論を深めるとともに、市民・団体・市が連携しながら努力や方策を積み重ねていく必要がある。情報提供などを通じて、身近な地域には自分にできることを提供する多様な「出番・場」があることの理解を市民一人ひとりに促すとともに、地域を担うのは市民自身であることを再確認しながら、地域社会像の共有化と地域活動の活性化を推進していく。

## 課題B 公共サービスの連続性と情報連携のあり方

本市の公共サービスは、高度化・専門化を遂げる一方で、サービスの担い手の多様化も進んだこと等により、よりきめ細かい取組みを実現する方向に変化してきている。しかし、このような多様化が進んだ一方で、サービスの包括化や連携が不十分なこともあり、サービスの受け手である市民にとっては、「公共サービス間の連携や継続性が見えない」という不安を感じる要因になっているとともに、各サービスの提供者である市、関係機関や関連団体などにとっては、それぞれが提供するサービスにおける連携等を図りにくい状況になっている。

近隣関係の希薄化等により、地域の情報や公共サービスに関する情報が、市民の間を流れにくくなっているとともに、個人情報保護意識の高まりにより、サービスの連携のために必要な情報も、サービス供給者の間で共有することが困難になっている。このような状況が進めば、市民が地域で暮らしていくために必要な情報が、受け手にも担い手にもますます届かなくなってしまうことになる。

市民一人ひとりが、地域や社会との関わりを実感するとともに、安心して生活をおくれる環境を構築する必要がある。例えば、障害のある人が安心して本市に住み続けられたり、安心して子供を育てていくためには、将来への不安を少しでもやわらげる必要があり、個々の施策の充実に加え、サービスの受給者と供給者間の接触面(=インターフェイス)を重視し、サービスの包括性と継続性を一層高めていくことが重要である。すでに福祉分野では、地域リハビリテーションの理念に基づき取組みが始まっているが、市民のニーズに的確・迅速に responding していくため、各分野において、また分野を超えて、行政や関係機関だけでなく、ボランティアや NPO など多様な主体間の連携を促進し、提供される公共サービスを横断的・連続的に一覧できるようにするとともに、個々の公共サービスの連動性や補完性を高めていく。そのためには、適切な個人情報保護を前提としながら、必要な情報の共有化について検討を進めていく必要がある。また、情報をメールマガジン、メーリングリストなどの手段を通じて登録者に提供するなど、必要な情報を必要とする市民に確実に届ける仕組みの整備も進める。

需要の変化を適切に捉え、求めに応じた臨機応変な情報提供と施策を講じ、かつ限られた財政計画の中で、効率的な行政サービスの提供を行っていく必要がある。そのため行政の職員及び関係者の、コミュニケーションスキルをはじめとする多様な能力について、さらなる向上を図っていく。

## 課題C 市民施設ネットワークの再構築

第一期長期計画以降、市民施設ネットワーク計画等に基づき、市民サービスの提供と地域の活動の拠点となっている公共施設の整備を着実に進めてきたことにより、豊かな地域生活を支ええる一因となってきた。その結果、現在では130施設、総床面積32万㎡に達している。

しかし、施設の老朽化、行政需要の変化、新たな行政課題への対応、未利用・低利用財産の有効活用、管理コストの増大、限られた財源などの課題があり、単に個々の施設の維持管理や運営の効率化を進めるだけでは解決できない。更新や転用を含めその資産を今後どのように活用していくかが大きな課題となっている。

そこで、これらの課題に対応していくために、次に示す「公共施設配置の基本的な方針」に沿って再構築を進める。

### 「公共施設配置の基本的な方針」

- ① 市民施設を、全市レベル施設・三駅圏レベル施設・コミュニティレベル施設という三層構造に位置づけ、計画的に配置・再配置する手法を継承する。
- ② 行政需要の変化や新たな行政課題への対応は、現在ある施設の活用、転用及び複合化によって行うことを原則とし、施設の総量(総床面積)を抑制していく。
- ③ 維持・修繕の計画的な実施により施設の延命化を図る。
- ④ 老朽化による公共施設(公共性の高い民間の福祉施設等も含む)の建替えは未利用地を順次活用して行い、効率的・効果的に公共施設の更新と用地の有効活用を図る。
- ⑤ 具体的な施設の計画のために、公共施設の老朽度、イニシャル及びランニングをとおしたフルコスト、利用状況などを整理・分析・公開し、市民と市が議論の前提として共有できるようにする。

また、少子高齢化等の社会状況の変化や、市民活動及び地域コミュニケーションにおける課題を踏まえると、公共施設の再構築にあたっては、施設整備に対する需要変化への対応も必須である。また、各施設では施設設置の主目的にはとられない様々な利活用が行われている面もあり、「居場所問題」の観点からも、各施設の設置目的や機能を考慮しながら、多面的な利活用を図っていく必要がある。

今後、財政面は厳しさが増すことが予測されることから、中長期の効率的な運営管理、有効活用が一層求められる。武蔵野市らしい文化の醸成の基盤となる市民施設の再構築を市民の理解を得ながら、大胆に進めなければならない。

## 課題D 都市基盤の再構築

第一期基本構想・長期計画以来、本市では道路等の都市基盤全般の整備を計画的・継続的に行ってきた。都市基盤は、常に良好な状態を維持するだけでなく、バリアフリー化や環境への配慮なども考慮して更新する必要があるが、本市の都市基盤は、早期に完成したことから、他の自治体に先駆けて再構築の時期を迎えている。また、本市内に終末処理施設を持たない下水道のように、広域的な観点による整備の推進や負担の検討が必要な施設もある。安全でおいしい水を安定的に供給してきた本市独自の水道事業も、災害時における安定供給に関するリスク等を考慮すると、都営水道との一元化を検討する必要がある。また、新クリーンセンター（仮称）の建設と周辺のまちづくりも本計画の大きな課題である。

一方、本市はこれまで緑のネットワーク計画を掲げるとともに、昭和 48 年には「武蔵野市民緑の憲章」を定め、緑化を軸としたまちづくりを推進してきた。ここで言う「緑」とは、単なる植生や樹木のことではなく、環境対策、開発規制、防災機能（延焼遮断機能等）、安らぎの機能、景観形成機能等を含めた本市の空間形成の基軸となる考え方である。こうした考え方に基づきまちづくりを進めてきた結果、現在本市は緑豊かなまちとして高く評価されている。今後も緑化を軸としたまちづくりを継続していく必要がある。

その際、障害の有無にかかわらず、全ての市民が安全で安心して生活できるように、そして武蔵野市を訪れる人々が快適に街を回遊できるように、あらゆる施設においてユニバーサルデザインやバリアフリー化の視点を取り入れる。また、緑豊かな都市の構築は、単なる植生・樹木のみならず、環境対策、開発規制、延焼遮断防災、安らぎの場、景観形成等の多機能な要素を含めた、空間形成の基軸となってきた概念であることを再認識する必要がある。今後も、省エネルギー化・温室効果ガス排出量削減・生物多様性の保持等の観点にも配慮しながら、緑を軸としたまちづくりを継承していく。

都市基盤施設には多種多様な設置目的があるが、例えば、都市の基幹的施設であるクリーンセンターの設置目的の再確認は、市民がつい怠りがちになったり、意識が薄れがちになったりしてしまう「ごみ出しにおける一人一人の市民の目標」を再認識することにもなる。市民一人ひとりが、各施設の設置意義や必要性を認識することは、将来にわたり安定的に機能を果たすことにもつながることから、施設に関する適切な情報発信も大変重要である。

わが国含めた世界経済の動向、大規模自然災害の発生など、本市も含め地方財政を取り巻く環境が今後 10 年で大きく改善に向かうことは期待できない状況であるが、都市基盤の再構築・維持には、約 1,500 億円程度の大規模な投資が必要になると試算されるなど、今後の財政負担のなかでも相当の部分をおさめることになる。市民ニーズの把握とともに、市民への情報提供を適切に行っていくながら、不可避の課題である都市基盤の再構築を計画的に推進していく。

### 【参考：平成 24 年度から 20 年間における主要な都市基盤整備等にかかる概算コストについて】

平成 24 年を初年度として、平成 43 年度までの今後 20 年間に見込まれる大型投資等について、事業費の試算を行った。なお、水道事業会計分は除く。（平成 23 年 1 月時点）

* 3 駅周辺の都市基盤整備	1 1 0 億円
* 道路整備	2 5 0 億円
* 下水道整備	3 7 0 億円
* 新クリーンセンター	8 0 億円
* 市立小中学校、保育園等の建替え、保全、維持修繕等費用	5 7 0 億円
* 施設のランニングコスト	1 2 0 億円

計 1, 5 0 0 億円